

マスミューチュアル生命 みずほ証券を通じ、 「悠々時間アドバンス」「豪ドル終身プレミアム」を販売開始



予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)

マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役社長:溝口 賢典、以下マスミューチュアル生命)は、みずほ証券株式会社(本社:東京都千代田区、取締役社長:本山 博史)を通じ2012年10月16日より『悠々時間アドバンス』(正式名称:積立利率金利連動型年金(AII型))、『豪ドル終身プレミアム』(正式名称:予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建))の販売を開始します。

マスミューチュアル生命は、法人向け事業保険に加え、個人向け保険として、当社のロングセラー商品である円建定額年金保険、豪州の金利を生かした外貨建終身保険をご提供することで、事業の柱の1つである金融機関での保険販売において、これからもお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

商品の特徴



● 固定利率で運用

契約時の「積立利率」が、据置期間、年金受取期間の全期間に渡って適用されます。積立金の増加が着実に安定した将来設計が可能です。

● 据置期間が自由

据置期間は1年から10年まで1年刻みで自由に設定いただけます。また、「即時払年金特則」を付加すれば据置期間が“0年”になり、年金受取が最短2ヵ月後*から可能です。

* 年金の受取回数を年6回払または年12回払とした場合

● 選べる年金受取方法

年金種類は3種類。「確定年金」、「保証期間付終身年金」「年金総額保証付終身年金」から選択できます。1年間の年金受取回数は、年1回、2回、4回、6回*、12回の5種類。

* 年6回払の場合、1ヵ月間据え置いて奇数月ごとに受取ることも可能です。



予定利率金利連動型一時払終身保険(豪ドル建)

● 一時払保険料を上回る保障の確保

契約時に確定する豪ドル建の基本保険金額が生涯にわたり最低保証されます。

● 保障の増加が期待できる予定利率の更改

契約から20年ごと*に予定利率の見直し(更改)を行います。見直し後の予定利率が最低保証予定利率(0.5%)を上回る場合、基本保険金額に増加保険金額が加算されます。

* 契約年齢または最終の更改年齢が81歳以上の場合は、以後の予定利率の更改はありません。

● 円建の金額を自動的に確保

円建の解約払戻金額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、自動的に円建の終身保険へ移行することができます。(目標額到達時円建終身保険移行特約の付加が必要。)

「悠々時間アドバンス」

契約の取扱い													
契約初期費用	一時払保険料の4%												
積立利率	年金の種類、据置期間、年金受取期間、契約時の年齢等に基づき定まる当社所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値(基準金利)に最大0.5%を増減させた範囲内で当社の定めた率から、契約の維持に必要な費用としての維持費率、死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いて設定 ※毎月2回設定し、契約日「1日～15日」「16日～末日」ごとに適用												
契約年齢 (被保険者の満年齢)	0歳～89歳 (ただし、保証期間付終身年金・年金総額保証付終身年金の場合、6歳から)												
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額は下記の①②を満たす範囲内 ① 一時払保険料……200万円以上(1万円単位) ※契約年齢が70歳以上の場合、200万円以上5億円以下 ② 年金額……10万円以上3,000万円以下												
保険料払込方法	一時払のみ												
年金種類／据置期間 ／年金受取開始年齢	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>据置期間*1</th> <th>年金受取開始年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>1年～10年</td> <td>1歳～90歳</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>0年*2～10年</td> <td>16歳～90歳</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>0年*2～10年</td> <td>16歳～90歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 据置期間の延長、短縮は不可 *2 年金の受取開始は最短で契約の2ヶ月後(据置期間0年(即時払年金特則付加)で年金の分割回数を年6回払または年12回払とした場合)</p>	年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢	確定年金	1年～10年	1歳～90歳	保証期間付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳	年金総額保証付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳
年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢											
確定年金	1年～10年	1歳～90歳											
保証期間付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳											
年金総額保証付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳											
年金の分割受取回数	・年金分割受取回数は、2回・4回・6回・12回払の中から選択可能 ・年6回払の場合、年金受取月を奇数月に設定可能(年金額によっては選択できない場合もあります。)												
死亡給付金額	基本給付金額または被保険者が死亡した日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のいずれか大きい金額												
市場価格調整(MVA)	据置期間中における解約(減額)、年金一括受取、または年金種類等の変更等の場合に適用												
クーリング・オフ制度	保険契約の申込者または契約者は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、書面によりその保険契約の申込みの撤回または解除をすることができる												

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

■市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、当社所定の方法により計算された積立利率で運用される年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類等の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について

- ご契約時の費用(ご契約の締結等に必要な費用)
契約初期費用として、一時払保険料の4%を一時払保険料から控除します。
- 据置期間・年金受取期間中の費用
契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

■市場リスク以外で次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括受取をした場合、年金一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

「豪ドル終身プレミアム」

契約の取扱い								
契約年齢	50歳～87歳 (契約日における被保険者の満年齢)	保険期間	終身					
最低一時払保険料/ 保険料単位	50,000 豪ドル/100 豪ドル単位 ※基本保険金額(ご契約時の死亡・高度障害保険金額)は、一時払保険料とご契約時に適用される予定利率にもとづき、被保険者の年齢、性別に応じて決定します。							
最高保険金額	5 億円 ※ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> マスマチュアル生命 他の保険契約の死亡保 険金額等*1 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="padding: 5px;"> 今回お申込みの基本 保険金額 (円換算額) *2 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">≤</td> <td style="padding: 5px;"> 通算最高保険金額 5 億円 </td> </tr> </table> *1 今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。なお、一時払の年金商品、定額終身保険を除きます。 *2 円換算にあたっては、毎年 12 月に当社が定める為替レートを適用します。			マスマチュアル生命 他の保険契約の死亡保 険金額等*1	+	今回お申込みの基本 保険金額 (円換算額) *2	≤	通算最高保険金額 5 億円
マスマチュアル生命 他の保険契約の死亡保 険金額等*1	+	今回お申込みの基本 保険金額 (円換算額) *2	≤	通算最高保険金額 5 億円				
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金)							
契約者	被保険者の 3 親等以内のご親族							
死亡保険金受取人	被保険者の 3 親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が 100%となるようご指定いただけます。							
付加できる特約	円支払特約Ⅱ	保険金や解約払戻金等を円でお受取りいただけます。						
	年金支払特約	保険金の全部または一部を円建の年金でお受取りいただけます。						
	年金移行特約*3	契約日から 5 年経過後であれば、解約払戻金の円換算額を原資として、円建の年金に移行することができます。						
	目標額到達時 円建終身保険移行特約*4	契約日から 1 年経過以後、円建の解約払戻金額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、自動的に円建の終身保険へ移行することができます。						
	円建終身保険移行特約*4	契約日から 1 年経過後であれば、解約払戻金の円換算額を原資として、円建の終身保険に移行することができます。						
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が 6 ヶ月以内と判断された場合、この特約による保険金をお受取りいただけます。						
	指定代理請求特約	保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり、指定代理請求人等が保険金等の請求(代理請求)を行うことができます。						
	特別取扱契約特約Ⅱ	被保険者の健康状態により、特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合に、この特約が付加されます。						
クーリング・オフ制度	・保険契約の申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から起算して 8 日以内であれば、当社への書面での郵便によるお申出により、ご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます(募集代理店では受付できません)。 ・ただし、次の場合には、ご契約のお申込みの撤回等をすることはできません。 ①マスマチュアル生命が指定した医師の診査が終了した場合 ②申込者等が法人の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合 ③債務の履行を担保するための保険契約である場合							
その他 ご契約について	・この保険には配当金はありません。 ・この保険には契約者貸付ならびに基本保険金額の増額のお取扱いはありません。							

*3 年金移行特約による年金への移行後は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。また、年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の 1%を控除します。

*4 目標額到達時円建終身保険移行特約および円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

＜この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項＞

■市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された予定利率により豪ドル建てで運用される保険料一時払の終身保険です。
- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。また、一時払保険料のうち、一部は契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- この保険は豪ドル建てであるため、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回ることがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要な費用がかかる場合があります。

＜ご契約時の費用＞

契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)を一時払保険料から控除します。契約初期費用は契約年齢ごとに異なり、一律には記載できませんので、個別のご契約における契約初期費用につきましては、保険試算設計書にてご確認ください。

＜保険期間中の費用＞

死亡・高度障害保障に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を毎月積立金から控除します。これらの費用は契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

＜外国通貨のお取扱いに必要な費用＞

豪ドルを円貨に交換してお支払いする特約における円換算為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

円支払特約Ⅱ/年金支払特約/年金移行特約/ 目標額到達時円建終身保険移行特約/ 円建終身保険移行特約の為替レート	TTM - 50銭
--	-----------

* TTMは、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記為替レートは、2012年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※保険料を円貨や豪ドル以外の外貨でご用意される際や保険料を豪ドルでお払込みになる際、また、保険金等を豪ドルでお受取りになる際やその豪ドルを円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

マスミューチュアル生命について

MassMutual Life Insurance Company

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。

格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。

AA-

保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社

※上記の格付けは2012年10月15日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

マスミューチュアル生命の URL: www.massmutual.co.jp

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国マスミューチュアル)は、1851年創業の大手生命保険相互会社であり、会員及び利益配当付保険契約者のために運営されています。当社はその長い歴史にわたって健全な財務体質と好調な業績を維持しており、配当保証はしていませんが、1860年代以降、適格利益配当付保険契約者に対し毎年配当を実施してきました。米国マスミューチュアルでは、終身生命保険をベースとしつつ生命保険、障害者所得保険、長期介護保険、退職/401(k)プランニングサービス、年金保険などお客様の金融ニーズに合わせた商品を提供しています。さらに、拡大する当社の強力な金融専門家のネットワークにより、お客様が財産を長期的に管理される上での確な決断を下されるよう助力しています。

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーならびにその関係会社および販売代理店を指すマーケティング・ネームです。米国マスミューチュアルはマサチューセッツ州スプリングフィールドに本拠を有しており、主要関係会社には、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、その子会社であるコーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ザ・ファースト・マーカンタイル・トラスト・カンパニー、マスミューチュアル・インターナショナル・LLC、MML・インベスターズ・サービス・インク、メンバーズ FINRA & SIPC、オッペンハイマー・ファンド・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB が含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL: www.massmutual.com

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの格付け

AA+

保険財務力格付け
スタンダード&プアーズ社

※上記の格付けは2012年10月15日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。